

## 計量器の定期検査について

### はかりの検査を受けましょう

食料品店や宅配便取扱店、薬局などで商取引に使うはかり、また病院や学校、介護施設などで体重測定に使うはかりは、2年に1回、県が行う定期検査を受けることが法律で義務づけられています。

下記のとおり定期検査が実施されます。対象となるはかりを持っている方は、必ず定期検査を受けましょう。

※道の駅などに出品する品物に重さを明記している方は、個人でも検査の対象になります。

※検査を希望する方は事前に申請が必要です。詳しくは、商工観光課商工ブランド推進係へお問い合わせください。

#### 定期検査の日程

8月31日(水)	13:00～16:00	岩川地区農業構造改善センター
9月1日(木)	9:30～11:30	財部北地区生活改善センター
	13:00～16:30	財部中央公民館
9月2日(金)	9:00～14:30	市役所本庁北側車庫

はかりの種類	ひょう量	金額
電気式はかり (電気抵抗線式はかり、電磁式はかり、光電式はかり、誘電式はかり)	100kg	1,400円
	250kg	1,800円
	500kg	2,200円
	1t	3,100円
	2t	3,700円
棒はかり、ばね式指示はかり ※直線目盛に限る	1台あたり	250円
その他のはかり (手動天びん、等比皿手動はかり、不等比皿手動はかり、台手動はかり、ばね式指示はかり、手動指示兼用はかり など)	100kg	500円
	250kg	900円
	500kg	1,500円
	1t	2,100円
	2t	3,700円
分銅、おもり	1個あたり	10円

ひょう量とは

その計量器で計れる最大の重さ

お問い合わせ先

商工観光課 商工ブランド推進係 ☎ 0986-76-8282

## 平成29年成人式実行委員募集

### 成人式を自分たちで盛り上げてみませんか？

**開催日** 平成29年1月3日(火)

**場所** 曾於市末吉総合センター(予定)

**実行委員対象者** 平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの方

**申込期限** 平成28年8月19日(金)

※応募は曾於市ホームページからも受け付けています

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を

8月22日(月)午後7時から末吉中央公民館で開催する予定です。

※成人式の案内につきましては、対象者に10月に郵送します。



平成28年の成人式実行委員

お問い合わせ先

教育委員会 社会教育課 ☎ 099-482-5958

## ¥ 児童扶養手当について

### 生活の安定と自立を助けるために手当が支給されます

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されません。なお、手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給されます。

#### 支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
  - ② 父または母が死亡した児童
  - ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
  - ④ 父または母の生死が不明である児童
  - ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑨ その他（棄児など）
- なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までの者を行います。
- また、心身におおむね中度以上の障害がある場合には、20歳未満まで手当が受けられます。

#### 手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする

		平成28年4月～	平成28年8月～
本体額	全部支給	42,330円	同左
	一部支給	42,320円～9,990円	
加算額 第2子	全部支給	5,000円	10,000円
	一部支給		9,990円～5,000円
以降加算額 ※1人につき 第3子	全部支給	3,000円	6,000円
	一部支給		5,990円～3,000円

※平成28年12月期支払分から変更になります。

平成28年8月から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。手当額が左表となります。

#### 児童扶養手当の額

- ④ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

る父母または養育者が、労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき

- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）

#### ■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が今年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき。
証書亡失届	手当証書をなくしたとき。
その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど

児童扶養手当の支払日

- ① 8月11日（4月～7月分）
- ② 12月11日（8月～11月分）
- ③ 4月11日（12月～3月分）

※ただし、支払日が土・日曜日、祝日の場合は、その日の直前の平日となります。

お問い合わせ先

財部支所  
大隅支所

福祉事務所  
保健福祉課

☎ 0986-72-0936  
☎ 099-482-5925

本庁 介護福祉課

☎ 0986-76-8807

## 特別児童扶養手当について

### 中度以上の障害のある児童を監護している方へ手当を支給します

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

#### 手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき
- ④ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

#### 特別児童扶養手当の額

- 1級（重度障害児）  
月額 5万1500円
  - 2級（中度障害児）  
月額 3万4300円
- ※この額は児童1人あたりです。障害等級表に基づき、1級、2級が決定します。

#### 添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）
- ④ 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。
- ⑤ その他の各種届出に応じて必要な書類

#### 特別児童扶養手当の支払日

手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 8月11日（4月～7月分）
- ② 11月11日（8月～11月分）
- ③ 4月11日（12月～3月分）

※ただし、支払日が土・日、祝日の場合は繰り上げて支給されます。



#### 各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど



お問い合わせ先  
 財部支所 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807  
 大隅支所 保健福祉課 ☎ 099-482-5925



## 「曾於市農業振興地域整備計画」の見直しについて

### 優良な農地の保全や有効利用にご協力をお願いします

本計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地の保全や、農地の有効利用等、農業振興のための施策を計画的に実施するために策定するものです。

おおむね5年ごとに計画を見直すこととされており、平成27年度から平成29年度にかけて整備計画の全体見直しを進めています。

本計画は、市全体の事業計画および個人ごとの建築物の建設計画等を踏まえて策定する必要がありますので、以下に該当する方は、市役所窓口にて手続きを行ってください。

#### ◆農業振興地域整備計画変更（農用地利用計画変更個別見直し）の申出受付の停止について

全体見直し作業は、関係機関との協議などに多くの時間と手続を要することから、以下の期間は申出受付を停止します。

**申出受付停止期間：平成29年7月から平成30年の3月末（予定）まで**

※申出受付停止期間は進捗状況で前後します。あらかじめご了承ください。

そのため、平成29年度に農振農用地区域内の土地を農地以外の目的（住宅の建設等）に利用しようとする場合は早期に計画を進め、平成29年6月末までに手続を済ませてください。

**必要書類等：農用地利用計画変更申出書一式（市役所窓口にて配布）**

#### ◆農振農用地からの除外・農用地区域内への編入意向調査について

平成30年度から5年以内に具体的な住宅等の建設予定がある方や、農地を農振農用地に編入したい意向がある方は、調査票を提出してください。

なお、除外および編入については、関係法令および関係機関との審査・協議により決定します。皆さんからいただいたご要望全てに沿えるものではありません。

- (1) 必要書類の提出期限：平成28年9月30日（金）
- (2) 必要書類：「農用地区域内からの除外・農用地区域内への編入意向調査票」
- (3) 必要書類の配布方法：タウンプラス（郵送）
- (4) その他留意事項：窓口にて別途書類の提出をお願いする場合があります。

#### ◆農振制度について ～農振制度について少しだけ説明します～

##### 【農業振興地域制度とは】

農業の健全な発展を図るため、県が農業振興地域を指定し、市が農業振興整備計画の中で、今後農業用に積極的に活用する区域「農用地区域」と「農用地区域外」に区分します。「農用地区域」に設定された場合、非農業的土地利用が制限され、原則として農地転用ができません。

##### 【農用地区域の除外について】

農用地区域内の農地を農地以外の用途で利用するため、市の農業振興地域整備計画を変更するには、その土地を農用地区域から除外する申出を行う必要があります。市では事業者からの申出に基づいて内容を審査した上で、関係機関などから意見を聴取し、農振計画の変更内容を縦覧公告（縦覧期間15日、異議申立て期間15日）を経て、県知事の同意が得られれば、農振計画を変更する決定公告することができます。

##### 【農振除外できる5要件】

農振除外は、次の5つの要件を全て満たす場合に認められます。

- ①その開発案件が、十分な緊急性、必要性、公共性があり、その農地以外に代替する土地がないこと。また、他法令（農地法等）の許可見込みがあること。
- ②農地の集団化や農作業の効率化に支障をおよぼす恐れがないこと。
- ③担い手等の農用地の利用集積に支障をおよぼす恐れがないこと。
- ④周囲の農用地の保全や施設の機能に支障をおよぼすおそれがないこと
- ⑤土地改良事業が完了した翌年度から8年が経過していること。

お問い合わせ先

本庁 農林振興課 ☎ 0986-76-8808 大隅支所 産業振興課 ☎ 099-482-5950  
 財部支所 産業振興課 ☎ 0986-72-0938

# 第3子出産祝金のお知らせ

## 第3子以降に10万円の祝金を支給します

曾於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936  
 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807  
 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

**受給資格**  
 曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

**申請書**  
 本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。  
 なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。  
 ※写真は6月22日に本庁・各支所で行われた支給の様子です。

### 「子ぶ・元気が出る集い」開催

期日 平成28年8月10日(水)

時間

午前9時30分～午後3時30分

場所

そお生いき健康センター

参加費 無料

活動発表 午前9時40分～

▽ついやまデイサービス

▽かたいもんそ

▽やごろうA

講演 午前10時15分～

▽講師 深川真里さん

▽演題 「笑いはこちらからだの元気処方せん」

その他催し 午前11時～

▽マシン体験

▽体力測定

▽皆来館見学 ※バス見学

▽福祉用具展示・体験

▽そお星人と写真撮影

▽地域福祉(サロン) 活動紹介

▽加工品販売

▽栄養・歯科・医療等相談 など

申込方法

左記の担当課窓口または電話でお申し込みください。

申込先

介護福祉課 ☎ 0986-76-8807

包括支援センター ☎ 0986-76-8824

保健課 ☎ 0986-76-8806

大隅支所保健福祉課 ☎ 099-482-5925

財部支所保健福祉課 ☎ 0986-72-0935

### 網膜色素変性疾患者 家族交流会

期日 平成28年8月26日

時間

午後1時30分～午後3時

場所

そおすみ健康ふれあい館

※弥五郎伝説の里内

対象者

網膜色素変性症で療養中の患者、家族、関係者

内容

患者家族交流会

申込先

志布志保健所

☎ 099-472-1021

### 鹿児島弁(べぶん)会 会員募集

鹿児島弁のすばらしさ、温かさおもしろさを楽しく学びながら次世代へ継承していくことを目的に活動しています。鹿児島弁を多くの方と楽しく語り合うため会員を募集します。

実施日 毎月第2土曜日

時間

午後1時30分～午後3時30分

場所 末吉中央公民館

会費 1回200円

※テキスト代等が別途必要です。

問い合わせ先

鹿児島弁検定委員会 大隅支部

☎ 080-64323475 胡摩ヶ野